

平成 18 年(2006 年)5 月 31 日
建設委員会資料
都市整備部建築担当

イーホームズ(株)に関する国への要請について

平成 18 年 5 月 25 日

国土交通大臣

北側一雄様

特別区長会
会長高橋久二

要 請 書

イーホームズ株式会社の確認書類の引継ぎ等に対する要請

標記の指定機関は、本年 5 月末日をもって事務の全部を廃業する旨の届けを国土交通大臣に提出したと伺っております。しかしながら、現在に至っても引き継ぎ先となる各特定行政庁に対して、引継ぎの方法や日程等について何の連絡もない状況にあります。

イーホームズ(株)による確認件数は、特別区内においては 2 万件を超えるものと認識しており、これらの書類を内容も確認しないまま一度に引継ぎを受けるような事態になれば、各区は、人的にも資料管理の面からも過大な負担を強いられるとともに一方的に責任を負うことになります。さらには平常業務の支障にもつながり、区民等に多大な不利益を与えることにもなりかねません。

国におかれましては、指定確認検査機関として指定した責任を踏まえ、特定行政庁への図書の引継ぎ及びその後の事務処理等が円滑にできるよう、引継ぎに積極的な対応を強く要請します。

また、以下についても関連するものとして併せて要請します。

- 1 現在係争中あるいは、今後起き得る審査請求事件、訴訟事件に対しては、国が紛争処理のための新たな処理機関を設置して対応すること。
- 2 今回の建築基準法等改正案では、指定確認検査機関の行った確認検査に關し、法律上当該機関の責任について明確になるよう早急に制度の根幹についての見直しを行うこと。